

平成 21 年度住民税住宅借入金等特別税額控除について

**申告が
必要です！**

**◎所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方へ◎
住民税から住宅ローン控除があります
(申告期限：平成 21 年 3 月 16 日)**

国から地方への税源移譲で所得税が減少することにより、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合があります。

住民税の住宅借入金等特別税額控除は、平成 11 年から平成 18 年までに入居した方に限り、所得税から控除しきれなかった額を、平成 20 年度分以降の住民税からも控除する制度です。

● 対象者

平成 11 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日までに入居した方で、次のどちらかにあてはまる方

- 税源移譲により所得税が減少する結果、住宅ローン限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方
- 住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

● 計算方法

住宅ローン控除額 = $\left. \begin{array}{l} \text{※①前年分の所得税の住宅ローン控除限度額} \\ \text{②税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額} \end{array} \right\} \text{※①②のいずれか少ない金額}$
 — 税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額

● 申告 (対象者は、毎年申告が必要です)

対象となる方は、確定申告期間中 (平成 21 年 2 月 16 日から 3 月 16 日まで) に、平成 21 年 1 月 1 日現在お住まいの市町村へ「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

※税務署へ確定申告書を提出される方は、税務署を通して「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

※年末調整をした方 (確定申告をしない方) は、源泉徴収票を添付の上、平成 21 年 1 月 1 日現在お住まいの市町村へ申告してください。

申告することにより、住民税 (市町村民税・県民税) が減額されます。

給与所得者のモデルケース ● 夫婦 + 子ども 2 人、給与収入 700 万円 (住宅ローン控除可能額 27 万円) ●

※夫婦 + 子ども 2 人の場合で、子どものうち 1 人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

税源移譲前	税 額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	263,000	263,000	0
住民税	196,000	0	196,000
合 計	459,000	263,000	196,000

申告しないと…

申告すれば…

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	0	293,500
合 計	459,000	165,500	293,500

控除額が減少し、負担が増加します。

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	97,500	196,000
合 計	459,000	263,000	196,000

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税 (所得割) から控除します。